

令和 8 年 3 月 3 1 日  
国立健康危機管理研究機構

### 職員の懲戒処分について

国立健康危機管理研究機構において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、国立健康危機管理研究機構職員就業規則第 1 2 3 条第 3 号、第 7 号、第 8 号、第 1 1 号及び第 1 8 号の規定に基づく懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

#### 記

事 項	内 容
処分量定等	① 医師（30代）、減給 ② 医師（30代）、減給 ③ 医師（30代）、減給 ④ 医師（20代）、戒告 ⑤ 医師（20代）、戒告
事案の概要	①～⑤ 定められた勤務時間を守らず、かつ、年次休暇の申請を怠っていたもの。 ②～⑤ 届出を行うことなく兼業に従事していたもの。
処分年月日	令和 8 年 3 月 3 1 日

#### 連絡先

国立健康危機管理研究機構

担当: 人事課長 嶋原

人事管理専門職 杉山

電話: (代表) 03-3202-7181